

## 仁愛大学大学院修士の学位に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、仁愛大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第35条及び仁愛大学学位規程(以下「学位規程」という。)第13条に基づき、仁愛大学(以下「本学」という。)が授与する修士の学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (修士論文の題目の提出)

第2条 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)を提出しようとする者は、本学大学院履修規程第2条に定める指導教員の承認を得た論文題目について、修士論文題目届(様式第1号)により、研究科会議が定める期日までに研究科長に届け出なければならない。

### (中間発表)

第3条 前条の修士論文の題目を提出した者は、指導教員の指導に基づき、研究科会議が定める期日に修士論文に関する中間発表を行う。

### (修士論文の提出)

第4条 修士論文を提出する者は、指導教員の承認を得たうえで、修士論文審査願(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、研究科会議の定める期日までに研究科長に提出しなければならない。

(1) 修士論文1篇3部 (正1部, 副2部)

(2) 修士論文の要旨3部 (正1部, 副2部)

2 前項の修士論文には、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。また、研究科長は、必要があるときは、修士論文に関係のある資料の提出を求めることができる。

### (審査の付託)

第5条 研究科長は、前条の修士論文を受理したときは、研究科会議にその審査を付託する。

### (審査委員会)

第6条 研究科会議は、前条の審査を付託されたときは、研究科会議が選出する委員で構成する審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、指導教員を含む研究科の教員2人の委員で組織し、指導教員が主査、その他の者が副査を務める。

### (審査及び試験)

第7条 審査委員会は、修士論文の審査及び試験を行う。

2 試験は、修士論文及び当該論文に関連する学問分野について口頭試問を行う。

### (審査結果の報告)

第8条 審査委員会は、修士論文の審査及び試験を終えたときは、その審査結果と試験の結果について、修士論文審査及び試験結果報告書(様式第3号)により、研究科会議に報告する。

### (研究科会議の議決)

第9条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、可否を決定する。

2 前項の議決には，研究科会議の構成員の過半数の出席を必要とし，出席者の過半数の賛成がなければならない。

3 研究科会議が前項の議決をしたときは，研究科長は，その氏名，修士論文の審査結果及び試験の結果を文書により，学長に報告する。

(修士の学位授与)

第10条 学長は，前条の報告に基づき，修士の学位の授与を決定した者には，学位記を授与する。また，修士の学位を授与できないと決定した者には，その旨を通知する。

(雑則)

第11条 本細則に定めるもののほか，修士の学位に関して，その他の必要な事項があるときは，研究科会議において定める。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は，研究科会議の議を経て，研究科長が行う。

附 則

この細則は，平成 18 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は，平成 20 年 10 月 21 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

仁愛大学大学院  
人間学研究科長 殿

\_\_\_\_\_  
年度入学

人間学研究科心理学専攻

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

指導教員 \_\_\_\_\_ 印

修 士 論 文 題 目 届

下記の修士論文題目を届出いたします。

記

論文題目	
------	--

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

仁愛大学大学院

人間学研究科長 殿

\_\_\_\_\_  
年度入学

\_\_\_\_\_  
人間学研究科心理学専攻

\_\_\_\_\_  
学籍番号

\_\_\_\_\_  
氏 名 印

\_\_\_\_\_  
生年月日 年 月 日生

\_\_\_\_\_  
指導教員 印

修 士 論 文 審 査 願

このたび修士(心理学)の学位を受けたく、下記の書類を提出いたしますから御審査くださるようお願いいたします。

記

1 修士論文1篇3部 (正本1部, 副本2部)

2 修士論文の要旨3部 (正本1部, 副本2部)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

仁愛大学大学院  
人間学研究科長 殿

審査委員(主査)

審査委員(副査)

修士論文審査及び試験結果報告書

論文提出者		学位名	修士(心理学)
学籍番号		専攻	心理学専攻
論文題目			
審査及び試験の結果	合格 ・ 不合格		

注 審査要旨を添付すること。